

平成31年3月8日

加盟団体
競技審判部会部員
公認レフェリー 各位

公益財団法人日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

サービス高を 1.15m に固定する新ルールに対する 判定方法の暫定処置について

平素より本会へのご理解とご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、サービス高の固定に関してですが、サービス高を 1.15m に固定するルールが 2019 年度 4 月 1 日から運用されることに伴いその判定方法につきまして、国際バドミントン連盟 (BWF)、アジアバドミントン連盟 (BA) 主催の大会では BWF 公認の判定装置を使用し、サービスジャッジによる判定がすでに実施されておりますが、BWF 公認の判定装置が整っていない国内大会の現状ではどのようにして判定するかについて、第 2 回競技審判部会で協議がなされ、サービスジャッジ (サービスジャッジがない場合は主審) による現時点における判定方法は以下のように行うことで意見統一がなされましたのでお知らせいたします。

「ポストやプレーヤーの着衣にコート面から 1.15m 高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から 1.15m の高さのところに水平面をイメージし、判定をする」

色々と「ご意見」や「お考え」があるかと思いますが、4 月 1 日から施行という現状を考慮し、現時点では記述の判定方法の実施をお願いすることになりました。しかし、改善の余地は大いにあると思います。今後、判定を実施していく段階でよりよい判定方法が判明した際には、どしどし日本バドミントン協会までご意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月13日

加盟団体 各位

(公財) 日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

1.15mサービス高の固定の実施ならびに 公認審判員資格検定会講習会ルール教本 2019（緑本）の 発行について

平素から本会の競技審判活動の普及発展にご理解とご尽力を賜り誠に有難うございます。

さて、1.15mのサービス高固定につきましては昨年12月に開催されましたBWF理事会において1.15mサービス高の固定について協議がなされ、1.15mサービス高の固定が継続して実施されることが決まりました。本会は一部の国際大会を除いて平成30年度はサービス高の固定は採用しないこととしてきましたが、この結果を受け本会としまして2019年度4月1日より、競技規則を下記の通り改訂し施行することにしました。つきましては関係方面への周知徹底をよろしくお願いいたします。

また、競技規則書（赤本）については、2018-2019版を既に発刊していることから2019年度につきましては改訂版を発刊せず、毎年発刊している公認審判員資格検定会講習会ルール教本2019（緑本）において他の改訂部分も含め掲載し、競技規則書（赤本）の改訂版に代わるものとするにとしましたご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

（現行）

競技規則 第9条 第1項（取り消し線は現行の条文から抹消される箇所を示す）

（6）~~①サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。~~

~~②実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。（平成30年度は採用しない）~~

~~（7）サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。（上記（6）②の施行の場合は本項は削除）~~

（改訂後）

競技規則 第9条 第1項

（6）サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

以上